

第 16 号議案

小城市の学校給食運営方針（案）について

このことについて、別紙のとおり提出する。

平成 28 年 9 月 23 日

小城市教育委員会 教育長 今村 統嘉

提案理由

小城市の学校給食運営方針（案）について、協議する必要がある。  
これが、本議案を提出する理由である。

# 小城市の学校給食運営方針（案）

## 1 小城市が目指す学校給食の定義

学校における「食育」の観点から展開する教育の分野であり、子どもたちの健全な発育に必要な食事を提供することを目的とします。

## 2 運営方針策定の経緯

小城市は、平成 17 年 3 月に合併して 10 年を経過し、この間、学校給食を取り巻く環境は大きく変化しています。そうした中、平成 19 年度に学校給食審議会において、子ども達に提供される学校給食のあり方及び方向性などについて審議され、答申が出されました。その後、発生した東日本大震災等により学校施設等の耐震化を最優先課題として対応してきましたが、学校給食の運営、人事体制、施設設備の老朽化対策など、本市全体の学校給食を取り巻く課題は残ったため、今後の中・長期にわたる本市学校給食のあり方を示し、取り組んでいく必要があります。

## 3 運営方針に係る諸計画

### （1）第3次食育推進基本計画（内閣府）

内閣府は、「国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育む」（食育基本法第 1 条）ことを目的として平成 17 年 6 月に食育基本法を制定し、これまでの食育の推進の成果と食をめぐる状況や諸課題を踏まえつつ、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくために、平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 年間の期間とする食育推進基本計画の中で学校給食に関わる内容を、以下のように示しました。

- ① 食に関する指導の充実
- ② 学校給食の充実
- ③ 食育を通じた健康状態の改善等の推進
- ④ 就学前の子供に対する食育の推進

### （2）第2次小城市総合計画

小城市における総合的かつ計画的な市政の運営を図るために、平成 29 年度から平成 37 年度までの 9 年間の期間とする第 2 次小城市総合計画の中で、学校給食については、施策 6-2「学校教育、幼児教育・保育の充実」の中の基本事業「③ 子どもたちの体づくり」の中で「子ども達の丈夫な体を作る遊びを推進するとともに、地域の食材を使った安心・安全な給食を提供し、バランスの取れた体づくりを行っていきます。」と位置づけました。

### （3）第 2 次小城市教育振興基本計画

小城市教育委員会は、第2次小城市総合計画を受けて、第2次の小城市教育振興基本計画を策定するに当たり、学校給食の充実に向けて、教育委員会で取り組むべき内容を、基本方針「2学校教育、幼児教育・保育の充実」、施策「3子ども達の体づくり」の中で「地域の食材を使った安心・安全な給食を提供し、バランスの取れた体づくりを行っていきます。」と位置づけました。

#### (4) 第2次小城市食育推進計画

小城市は、保育園・幼稚園・学校、地域の各種団体等と連携・協働して食育を推進していくために「おいしい“和”食で育む心と体」を基本理念に、市で取り組んでいく内容を次のように示しました。

- ① 家族団らんを通して食に感心を持ち、よい食習慣を身につける。
- ② 体験活動を通して食への感謝の心を育てる
- ③ 自然を活かした食の恵みを知り、豊かな食文化を学び伝える。

### 4 学校給食の運営方針

#### (1) 食育の推進（第2次小城市食育推進計画・第2次小城市総合計画より）

##### ① 学校給食を活用した食に関する学習の充実を図ります。

- ・児童、生徒を対象とした栄養学習の実施（栄養教諭による授業実施等）
- ・児童を対象とした食育体験教室の実施（地域と連携した活動の実施）

##### ② 地場産物を使った給食の提供を推進していきます。

- ・「ふるさと食の日」に小城うまかばい給食の提供  
（小城市B級グルメマジェンバ等地場産品を活用した給食）

#### (2) 食物アレルギーへの対応

##### ① 原則として除去食による献立メニューを作っていきます。

- ・献立表にアレルギー対象項目を表記

#### (3) 学校給食の運営方法

##### ① 行政改革の視点も踏まえ、長期的視点に立って、民間活力の導入を図っていきます。

- ・学校給食の質の低下させないよう食に関する指導及び安全の確保、法令を遵守することを十分踏まえた上での民間委託への移行

##### ② 給食費に関する業務は、教育委員会事務局と学校が連携して取り組んでいきます。

- ・給食費の徴収は、積み上げ方式（学校→給食センター→運営委員会の3段階）により実施。
- ・会計報告は、学校単位（保護者へ）、給食センター単位（各学校へ）、市単位（運営委員会へ）の3段階で実施。

1 小城市が目指す「学校給食」の定義

- (1) 学校における「食育」の観点から展開する教育の分野であり、子どもたちの健全な発育に必要な食事を提供することを目的とすると共に、学校と家庭が連携して「食育」活動を推進できるよう最大限の配慮と努力を行う。
- (2) 学校給食法に定義する幼稚園、小学校、中学校で公立（市立）学校に通う園児、児童、生徒に提供する。
- (3) 行政は安全でかつ衛生的で美味しい給食を、公正かつ安定的に提供される環境を構築する。
- (4) 保護者は、食材費（給食費）について負担する義務を負う。

2 学校給食の運営

- (1) 学校給食のあり方は、人的・施設的に集約化した給食センター方式に統一する。
- (2) 給食センター方式では、「食育」を幅広く推進できる中核施設とする。
- (3) 長期的視点で民間活力の導入を検討すること。
- (4) 新たに給食センターを建設する際には、学校施設の隣接地が望ましい。
- (5) 新たに給食センターを建設する際には、学校・栄養士・給食調理員及び保護者の意見を踏まえて検討すること。
- (6) 給食センターの運営に関する市民への情報公開について、万全を期すこと。

3 給食運営委員会のあり方

- (1) 統合、一本化すること。
- (2) 給食費の徴収業務については、積み上げ方式（学校→給食センター→運営委員会）のシステムを研究・開発すること。
- (3) 会計報告について、学校単位（保護者へ）→給食センター（学校へ）→市単位（運営委員会へ）の3段階で行う。
- (4) 下部組織として、献立委員会、衛生管理委員会などを置く。
- (5) 組織構成は、地域や保護者と連携しやすい体制を検討すること。

4 学校と給食センターとの関係

- (1) 行政は、学校給食の実施者であり、学校給食の調理場である学校給食センターを運営する。
- (2) 学校長は、学校給食の実践に係る管理者であり、学校は食材費である給食費を保護者から徴収する。
- (3) 学校は、保護者から徴収した給食費を給食センター口座に振り込むと同時に、未納者及び滞納者についての管理を行う。
- (4) 学校は、運営委員会及び行政と連携して督促を含む徴収活動を行う。
- (5) 学校は、給食の内容や給食の実践に関する子どもや保護者の意見、要望をまとめて、給食センターと情報交換を行う。
- (6) 学校給食センターは、給食費を適切に管理し、子どもたちの発育状況に応じた献立を作成し、それに必要な食材、資材を調達して給食を作り、学校に提供する。
- (7) 学校給食センターは、学校との情報交換を蜜に行い、食育に関わる啓発活動等、学校への積極的な協力・支援を行う。

#### (4) 学校給食施設の整備

① 効率性・行政負担を考慮して、集約化した給食センター方式にしていきます。

• 小城学校給食センター (H8.3 築)	⇒	安全・安心な学校給食の提供が できる給食センターの建設を検討
• 三日月小給食室 (S63.12 築・H19.3 増築)		
• 牛津小給食室 (S60.2 築・H14.3 増築)		
• 砥川小給食室 (S63.3 築・H22.8 増築)		
• 芦刈給食センター (H24.3 築)	⇒	現施設の利用可能 (現状維持)

② 将来の児童生徒数の減少を考慮した施設整備を行っていきます。

## 資料2

## 【参考】給食施設ごとの児童生徒数の推移

給食施設	年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
	学校名							
小城給食センター	桜岡小学校	391	416	421	411	406	417	423
	三里小学校	63	64	57	56	53	54	59
	晴田小学校	361	368	359	366	359	350	357
	岩松小学校	247	235	228	237	232	215	207
	小城中学校	602	589	554	522	530	518	504
	三日月中学校	486	480	495	460	444	406	412
	晴田幼稚園	103	86	70	84	58	66	56
	三日月幼稚園	199	193	171	192	143	116	116
計		2,452	2,431	2,355	2,328	2,225	2,142	2,134
三日月小給食室	三日月小学校	903	886	840	832	813	809	775
牛津小給食室	牛津小学校	455	449	459	436	453	439	438
砥川小給食室	砥川小学校	138	142	137	142	142	146	155
	牛津中学校	295	308	301	291	276	283	292
計		433	450	438	433	418	429	447
芦刈給食センター	芦刈小学校	308	307	298	273	270	266	264
	芦刈中学校	164	146	153	152	152	147	137
	芦刈幼稚園	106	105	81	102	78	77	77
計		578	558	532	527	500	490	478
合計		4,821	4,774	4,624	4,556	4,409	4,309	4,272
対前年			△ 47	△ 150	△ 68	△ 147	△ 100	△ 37
対前年比 (%)			-0.98%	-3.24%	-1.49%	-3.33%	-2.32%	-0.87%

※ 学校基本調査 (5/1) より

## 5 食物アレルギーへの対応

- (1) 食物アレルギー対応は、原則として除去食による献立メニューを作成し、対象となる子どもが摂取する栄養価が低下しないようにできるだけ配慮する。ただし、給食施設で除去食に対応できない場合は、献立表などでアレルギー対象項目を標記することで対応する。
- (2) 食物アレルギー対応は、保護者から提出された医療機関の診断書などの証明に基づいて行う。
- (3) 多種類の食材・素材へのアレルギーを示す子どもについては、個別メニューでの対応ができないため、保護者による弁当提供を原則とする。

## 6 給食費の徴収方法

- (1) 学校校納金と一緒に保護者口座から学校口座へ振替を行う。
- (2) 行政・学校から機会あるごとに保護者へ向けて啓発を積極的に行い、滞納できないような環境づくりや滞納に陥りやすい保護者のフォローアップをできるようなシステムづくりをしていく必要がある。

### 【参考】 運営方針決定に関して考慮したこと

- (1) 児童生徒数の推移
- (2) 現在の給食運営状況

【参考】給食状況一覧

資料 3

給食状況一覧（平成28年度）

H28.5.1現在

施設		小域給食センター	三日月小給食室	牛津小給食室	砥川小給食室	芦刈給食センター	合計
項目	運営形態	共同調理場方式	自校方式（単独）	自校方式（単独）	自校方式（親子給食）	共同調理場方式	
給食状況	小学校	桜岡小 423人	三日月小 775人	牛津小 438人	砥川小 155人	芦刈小 264人	2,676人
		三里小 59人					
		晴田小 356人					
		岩松小 206人					
	中学校	小域中 501人			牛津中 292人	芦刈中 137人	1,332人
		三日月中 402人					
	幼稚園	晴田幼 56人				芦刈幼 77人	249人
三日月幼 116人							
教職員等	210人	63人	40人	57人	64人	434人	
計	2,329人	838人	478人	504人	542人	4,691人	
配置状況	栄養士	県費 2人	1人	-	1人	1人	5人
		市費 -	-	1人	-	-	1人
	運転手	正規 1人	-	-	-	-	1人
		嘱託 4人	-	-	-	-	4人
		派遣 -	-	-	1人	1人	2人
		計 5人	人	人	1人	1人	7人
	調理員	正規 7人	4人	3人	3人	3人	20人
		嘱託 10人	7人	3人	3人	4人	27人
		派遣 3人		1人	1人	2人	7人
		日夕 1人	1人				2人
		計 21人	12人	7人	7人	9人	56人
	給食施設	建設時期	H8.3	S63.12 (H19.3 65㎡増)	S60.2 (H14.3 2㎡増)	S63.3 (H22.8 10㎡増)	H24.3
面積		1,054㎡	340㎡	214㎡	190㎡	476㎡	
保護者負担額	幼稚園	3,700円/月	-	-	-	3,800円/月	
	小学校	4,000円/月	4,100円/月	4,300円/月	4,300円/月	4,400円/月	
	中学校	4,700円/月	-	-	5,000円/月	5,400円/月	
給食費徴収方法	徴収方法	徴収方法	徴収方法	徴収方法	徴収方法		
	三里小（口座振替） （保護者口座から直接 給食センター口座へ）	口座振替 （学校口座へ）	口座振替 （学校口座へ）	砥川小（手集め） （学校口座へ）	口座振替 （学校（園）口座へ）		
	三里小以外（口座振替） （各学校（園）口座から給 食センター口座へ）			牛津中（口座振替） （学校口座へ）			
	徴収事務	徴収事務	徴収事務	徴収事務	徴収事務		
	三里小（給食センター）	学校事務	学校事務	砥川小（保護者会）	園・学校事務		
	三里小以外（園・学校事務）			牛津中（学校事務）			